

適合性検査宣言書

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

申込者は、製造事業者との間で資本関係があり、製造事業者に人員を派遣し、電気用品安全法第9条で規定する検査設備を用いて、派遣した人員が直接又は指導により、申込者の管理下の基に検査を実施し、その特定電気用品を輸入している。製造事業者は、法第9条で規定する検査設備を有し、それを使用して申込者の人員が直接又は指導により、申込者の管理下の基に製造工程及び完成品検査等を実施している。

1. 申込者（届出事業者）：

会社名：

住所：〒

代表者名：

2. 特定電気用品名：

3. 製造事業者： 別紙のとおり

4. 製造工場： 別紙のとおり

5. 申込みに関する責任者：

会社名：

住所：〒

所属・役職：

責任者名：

(署名又は捺印)

TEL:

FAX:

E-mail:

製造工場一覧表

1. 初めての申し込みですか？

はい → 「2及び3」へお進み下さい。

いいえ（既にJETの証明書の交付を受けている）

今回の申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と同一である。（証明書番号をご記入するだけで結構です）

証明書番号（JET — — ）

今回の申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と異なる。 → 「2及び3」へお進み下さい。

2. 製造事業者を英文で記載して下さい。

会社名：

住 所：

3. お申込みの製造工場をすべて英文で記載して下さい。

（製造工場が製造事業者と同一の場合は、以下の記載は不要です）

（製造工場が2を超えるときは、別紙に記載して下さい）

製造工場 1

工場名：

住 所：

製造工場 2

工場名：

住 所：

送付先等確認用紙

この申込みに係る連絡・送付先は、次のとおりです。(□ にチェック願います)

- JETからのお問い合わせ先；
 申込書の申込責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

- 適合性検査証明書、試験成績書の送付先；
 申込書の申込責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

- 試験料等の請求書宛名と送付先；
 申込書の申込責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

(送付先が上記と異なる場合は、下記にチェック願います)

- 申込書の申込責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2

- 試験済品等の返還；
 着払いにて返送を希望
 申込書の申込責任者 下記の連絡先1 下記の連絡先2
 引き取る
 JETでの廃棄を希望 (小型のものに限り、廃棄に係る費用は申込者が負担する)

記

連絡先1：

会 社 名：

住 所：〒

担 当 者 名：

所 属 ・ 役 職：

TEL:

FAX:

E-mail:

連絡先2：

会 社 名：

住 所：〒

担 当 者 名：

所 属 ・ 役 職：

TEL:

FAX:

E-mail:

試験品の取扱いについて

Handling testing sample

J E T の適合性検査にお申込みいただきありがとうございます。
試験品の取扱いについて、次のとおりご確認をお願いします。

Thank you for your application for PSE certification

Please confirm the following matter concerning the handling of your testing sample

【確認事項】

【Notice】

1. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。J E T より指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。

The applicant shall send the testing sample to one of the following testing laboratories where he is indicated to send it by JET. (Tokyo, Yokohama or, Osaka) Furthermore the applicant shall be responsible for its transportation.

2. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、J E T が申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。

The applicant shall take some measures quickly for damage or deficiency on the testing sample already sent in case JET informs him of this matter.

3. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品を受領しないときは、この申込みは、申込者の都合により取り下げられたものとします。

In case the testing sample doesn't reach JET within 6 months from the acceptance date of the application, this application is to be cancelled due to the applicant's reason.

4. J E T は、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、J E T は一切その責任を負わないものとします。

JET will not be responsible for any disassembly or damage of the Test sample(s) which may have arisen as a result of testing.

5. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、J E T で廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

The Applicant may reclaim the Testing sample(s) to which Test has been conducted within 50 days after completion of testing. If the sample(s) is not reclaimed within that period, JET may freely dispose of it. The Applicant shall bear all expenses related to reclaiming or JET disposal of the Testing sample(s).

委 任 状

年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

[申 込 者]

(適合性検査申込書の「申込者(届出事業者)」をご記入下さい)

会 社 名 :

住 所 : 〒

所属・役職 :

責 任 者 名 : (署名又は捺印)

私は、次の者を代理人と定め電気用品安全法に基づく適合性検査の申込みに関する一切の権限を委任します。

[代 理 人]

会 社 名 :

住 所 : 〒

所属・役職 :

責 任 者 名 : (署名又は捺印)

TEL : FAX :

委 任 期 間 :

代理人に変更があるまで

期間を定める (年 月 日より 年 月 日まで)

(変更までの期間又は定めた期間内のお申込みについては当該委任状の写しを必ず提出して下さい)